

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：アフリカ地域（広域）グリーン水素・アンモニアの開発と利活用・官民連携の可能性に関する情報収集・確認調査（国内業務主体）（QCBS）

調達管理番号：22a00873

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する「プロポーザル」とに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域（広域）グリーン水素・アンモニアの開発と活用・官民連携の可能性に関する情報収集・確認調査（国内業務主体）（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

本契約については、国内業務主体の契約となり、通常のコンサルタント等契約は異なる経費体系となるため、「契約約款第14条（契約金額の精算）第6項」は適用しないこととし、契約金額を超えての精算金額の確定は行いませんのでご注意ください。契約書上でその旨を記載します。

- (4) 契約履行期間（予定）：2023年5月 ～ 2024年2月
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Yoshida.Kiyoshi2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年 2月 21日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年 3月 1日 12時
3	質問への回答 2月 21日 12:00 までの受領分	第1回 回答日 2023年 2月 27日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2023年 3月 6日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額（電子入札システムへ送 信）、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2023年 3月 10日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時からの2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 3月 29日 11時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時からの1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内 （連絡先：e-propo@jica.go.jp）

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全て

の社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口
CC: 担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（2）回答方法

上記4.（3）日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

- （1）提出期限：上記4.（3）参照
- （2）提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）、及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書・別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2)に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

- (5) 電子入札システム導入にかかる留意事項
- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
 - 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

- (1) 評価方式と配点
プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(3)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%

当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されません。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時に開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格とさせていただきます。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域（広域）グリーン水素・アンモニアの開発と利活用・官民連携の可能性に関する情報収集・確認調査（国内業務主体）（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

（1）日本政府によるアフリカ支援方針における課題及び本事業の位置づけ

2022年8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議（以下「TICAD8」）にて、日本政府は、官民あわせて今後3年間で300億ドル規模の資金を投入し、日・アフリカ関係の躍進へとつなげていく「TICAD8における日本の取組」を発表した。

TICAD8開会式スピーチにおいて、岸田首相は、上記300億ドル規模の取組の第一として、「アフリカ・グリーン成長イニシアティブ」を立ち上げ、「官民あわせて40億ドルの投資」を行う旨を表明した。

同イニシアティブの内容は、外務省及び経産省より以下の通り発表されており、この中で「グリーン水素」「水素サプライチェーン」「水素を含むエネルギートランジション」「アンモニア製造／混焼」について触れられている。

（外務省）<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100386135.pdf>

（経産省）<https://www.meti.go.jp/press/2022/08/20220829002/20220829002-17.pdf>

（2）グリーン水素・アンモニアに対する内外の関心の高まり

地球温暖化の進行を受けて、新たな再生可能エネルギー源としてグリーン水素・アンモニアへの期待は世界的に高まっている。特にウクライナ危機以降のエネルギー不足を受けて、欧州ではアフリカ・中近東でのグリーン水素開発・輸入への期待が高い。

日本では、2017年に世界に先駆けて「水素基本戦略」を策定し、2021年6月の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」においては、「水素・燃料アンモニア」が「成長が期待される14分野」の一つに位置付けられている。また、民間による水素関連技術の開発では世界をリードしている。

2022年5月には法改正により、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）に水素・アンモニア等の製造・貯蔵に関する業務が新たに追加されている。

アフリカにおいては、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の報告書「Geopolitics of the Energy Transition - The Hydrogen Factor」（2022）によれば、サブサハラ・アフリカ地域及び中東・北アフリカ地域は、世界最大のグリーン水素の開発ポテンシャルを有していると評価されている。

2022年5月には、エジプト、ケニア、モーリタニア、モロッコ、ナミビア、南アフリカのアフリカ6カ国が、アフリカ開発銀行（AfDB）、国連アフリカ経済委員会（UNECA）、アフリカ連合開発庁（AUDA-NEPAD）、国連気候変動ハイレベルチャンピオン、グリーン水素協会（GH2）の支援を得て、Africa Green Hydrogen Alliance（AGHA）を立ち上げている。

グリーン水素とともに、グリーンアンモニアについても、その輸送や貯蔵が水素に比べて容易であること、燃料・エネルギーとしての利活用の可能性の他、ウクライナ危機以降、世界的に需給がひっ迫している化学肥料の原料としても需要が高いことから、グリーンアンモニアへの期待も高まっている。

第3条 調査の目的と範囲

上記の背景を踏まえ、本調査では、アフリカ地域（北アフリカを含む。以下同じ）におけるグリーン水素・アンモニアの開発と利活用に関する今後の活動や協力を検討するために、その開発と利活用に関する現状と課題、今後の可能性について調査する。

具体的には報告書目次案（別紙2）2. 調査結果の①～⑧の各項目に関し、調査及びセミナー開催（日本国内及びアフリカ）を実施する²。

日本国内での官民の関係機関からの情報収集・ヒアリング等に加え、南アフリカ、ナミビア、エジプトの3カ国（以下「アフリカ3カ国」。アフリカ地域に位置し、グリーン水素・アンモニアの開発と利活用のポテンシャルが見込まれる調査対象国として選定。）での現地調査、アフリカ域内外の開発金融機関、二国間ドナー、再生可能エネルギー・気候変動対策関連の国際機関・民間企業他からの情報収集・ヒアリング（オンラインを含む）を行う。

また、日本国内及びアフリカにて、調査結果の広報を主な目的とするセミナーを開催する。日本国内での開催地は東京を想定。アフリカでの開催地（1カ国（1回））は、現地調査結果を踏まえてJICAとの協議を経て決定する。

第4条 調査実施の留意事項

- （1）本調査の対象国は上記アフリカ3カ国とするが、国内準備期間中の情報収集及び分析を通じて右3カ国のうち調査対象とすることが妥当ではないと判断される国が生じる場合には、調査対象国の一部を別のアフリカ地域の国に変更することも検討する（必要に応じて契約変更を行う）。
- （2）調査対象国において、本調査と類似の調査が先行して実施されている場合は、先行調査との重複を避けつつ、その成果を踏まえ、より個別具体的な調査（例えば、

² 調査項目及び報告書目次案（別紙2）については、より適当と考えられる調査項目及び報告書目次案があればプロポーザルにて提案すること。

先行調査で提言のパイロット事業の実施に関連する追加的な調査を実施する)など、本調査の範囲内にて対応可能な調査を実施する。

- (3) 現地調査においては、別紙2の各項目について、ウェブサイトや一次資料、相手国実施機関の担当者から得られる情報の入手・整理に止まらず、幅広い関係者へのヒアリングや現地踏査・視察等を通じた情報の入手・分析を通じ、ODA（主に円借款、海外投融資、技術協力を想定）・官民連携による協力候補案件の発掘・提言を行う。
- (4) このため、必要に応じ、アフリカでの現地調査における再生可能エネルギー及びグリーン水素・アンモニアに係る政策、制度、市場、輸送、貿易、技術、人材、自然条件、インフラ、ドナー・民間企業の動向などにかかる補足的な調査・情報収集・分析について、ローカルコンサルタントの活用（再委託）を行うことを可とする。
 - 現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。
- (5) また、現行の我が国 ODA・非 ODA スキームによる対応や官民連携の可能性に止まらず、国際的に活発に議論されている気候ファイナンス、カーボンクレジットなどの民間を含む革新的ファイナンス・スキームの動向を調査し、その活用可能性について分析・提言を行う。
- (6) グリーン水素・アンモニアの供給サイドのみならず、アフリカ域内外での需要サイドの見通しについても分析を行い、域内利用と域外輸出の双方を同様にカバーすべく、グリーン水素・アンモニアのアフリカ域外への輸出とともに、アフリカ域内での利活用の可能性についても分析・提言を行う。
- (7) 日本は、当該分野の技術に国際的な競争力を有していることから、調査対象各国の条件に応じた日本の技術力の強みとその活用可能性について、分析・提言を行う。

第5条 調査の内容³

- (1) アフリカ各国の脱炭素・再生可能エネルギーに関する政策・戦略、グリーン水素・アンモニアの開発・貿易・利活用に関する現状・見通し、国内外の官民による気候ファイナンスや国際金融・開発金融の動向、COP27後の気候変動・地球温暖化対策に関する国際的な動向など。

下記（ア）～（キ）の各調査項目⁴に関し、既存の報告書やデータベース、日本国内の関係機関からのヒアリングなどを通じて情報を収集・整理・分析する。分析を通じ不足するデータを現地ヒアリング時の収集事項に加え、補完していくこと。

調査項目

（ア） 調査対象国のスクリーニング

- 調査対象国のアフリカ3カ国の現地調査実施の妥当性を確認、調査

⁴ 調査項目については、より適当と考えられる調査項目があればプロポーザルにて提案すること。

- 対象国の変更の要否を検討し、調査対象国を決定する。
 - 必要に応じ契約変更を行う。
- (イ) 各国の脱炭素に関する政策の確認
- 各国の脱炭素に関する政策の有無を確認し、方法、政策目標、実現性、課題を検討する。
 - 各国の政策におけるグリーン水素・アンモニアの位置づけ、政策目標、課題を確認する。
- (ウ) 国・地域別（北部アフリカ・東部アフリカ・西部アフリカ・南部アフリカの「サブリージョン」を指す。対象国別と地域別の両方につき分析。以下同様。）のグリーン水素・アンモニアの生産ポテンシャル
- a) 生産・製造ポテンシャル：以下のそれぞれの場合におけるグリーン水素・アンモニアのポテンシャルを検討する。
 - 系統電力を使った製造。例えば、南アの系統電力はその多くが石炭に依存しており、これを利用した水素がグリーン水素として取引される可能性は低い。系統を利用した水素製造の場合は、その電源構成（やある特定時刻における構成などを含む）から、グリーン水素として国際的に認証されうるレベルにある電源構成の場合のみ検討対象とする。
 - 余剰電力を使った製造（同上）
 - 再生可能エネルギーの新規電源開発を含むグリーン水素・アンモニア製造（系統を通さない再エネ直付水電解を想定）
 - b) 価格競争力：水電解等の投資額と利用可能な再エネの稼働率を考慮し、LCOH（Levelized Cost of Hydrogen）による競争力を算出する。各国の投資リスクを含め民間投資を念頭においた割引率等を利用して計算する。なお、価格競争力については現状及びマイルストーンとして散見される2025年の見込みを念頭に検討し、データの不足する国における各パラメータの推定については計算前に機構と協議して決定する。以下同様。
 - c) 法規制：グリーン水素・アンモニア製造投資（電源・高圧ガス製造の双方）に係る法・制度的制約
 - d) 関連公的機関：法的に製造に関連可能な公的機関の有無、確認が必要な公的機関の法的根拠。
- (エ) 国・地域別の地理的・物理的条件に応じた脱炭素技術における水素・アンモニアの競争力、日本を含む各国の競争力の比較、同比較を踏まえた日本の強さの特定
- 各分野における水素・アンモニア利用可能製品・実証済み技術の整理。
 - 水素以外の脱炭素技術との比較、価格競争力、今後の見込み。
 - 各適用技術のトランジションと、そうでないものの位置づけの整理
 - 水素・アンモニア以外では脱炭素の困難な分野の特定と価格競争力と現状の普及課題。
 - 日本と各国の関連企業、適用可能技術、各国の技術・価格競争力。（日本の技術の強みは各国との比較で客観的に評価するものであり、ヒアリングの自己申告は評価しない。）

(オ) アフリカ国内・域内でのグリーン水素・アンモニアの利活用ニーズ・ポテンシャルなど

- 各国のエネルギーバランスを確認し、脱炭素化の必要な優先セクターの確認。
- 各国の各セクターの各産業の化石燃料消費量の特定と水素・アンモニア代替の可否の確認。ナミビアの各産業の消費量など現地での詳細確認が必要なものは現地確認。
- 各国の製油・デリバティブ、鉄鋼など既存産業における水素・アンモニアの利用状況（量、コスト等比較検討に必要な情報）の確認
- 南アフリカの電力セクターの脱炭素向け水素・アンモニア利用の検討。隣国輸入アンモニア・水素を含みの利用可否を必要量・コスト概算から実現見込みを検討。グリーン水素は再エネを電源とするため、国際系統連系が進んだ場合には、電源の脱炭素化のために水素・アンモニアを用いるよりも再エネ由来の電力そのものを利用した方が経済的と想定される。そのため、国際系統連系の進行によっては隣国からの輸入水素・アンモニアを通じた電源の脱炭素化が実現されない可能性があることに十分に留意し、水素・アンモニア利用がトランジションとしての位置づけなのか、そうでないものになり得るかなど検討する。
- 各国の既存産業における水素・アンモニアパリティ価格の計算
- 各国における水素・アンモニア利用のための設備改変・新規投資の概算（運輸、産業、一般利用など）。
- 設備改変・新規投資を含めた水素・アンモニアの LCOH の算出、パリティ価格の比較。各国の投資リスク、公的機関が関わる場合など割引率は各国・各セクター事情を考慮すること。
- 各利活用における関連する公的機関の検討。
- 上記内容から他脱炭素技術、投資額などから実現可能性と課題を検討。

(カ) グリーン水素・アンモニアバリューチェーン

a) 国内向けバリューチェーンにおける輸送手段の検討

- 上記で想定された国内利活用向のバリューチェーンの検討。
- 運輸セクターの場合は、水素ステーション、水素タンタカーほか、想定される最低規模・地域・位置、投資額
- 既存ガスインフラの利活用ポテンシャル、コスト競争力、法・制度規制制約
- 一般利用に係るバリューチェーンは必要な輸送・伝達手段と必要投資額の検討
- 国内バリューチェーン整備にかかる法整備・制約課題

b) 輸出处向け輸送インフラの検討、

- 隣国向け輸出インフラの候補：陸送・パイプライン、規模、位置、投資規模
- 域外輸出インフラの候補：海運、液化、港湾設備ほか、最低規模、位置、投資規模
- 輸出处向けの現行法制度と制約、課題

- (キ) 国際金融機関、民間金融機関、国際金融市場によるファイナンス・スキーム、モデルなど
 - 水素・アンモニア製造・利用による各国の財務的なインセンティブの有無を定量的に検討。
 - 水素・アンモニア製造・利用促進に必要な各国の政府支援、ファイナンスメカニズムの検討
 - 上記を支援しうる、国際金融機関民間金融機関、国際金融市場によるファイナンス・スキーム、モデル
- (ク) インセプションレポートの作成
 - 調査対象国での調査方針（案）（国別に水素とアンモニアの調査対象としての優先順位を含む）、ヒアリング対象機関（案）、ヒアリング対象機関へのクエッションネア（案）、セミナー開催企画書（第1次案）を含むインセプションレポート（日・英）の作成・提出
 - 第1次現地調査の準備

(2) 現地調査の実施

確定した調査対象国（3カ国）に対して、上記インセプションレポートに基づき現地調査を行う。各国2回の調査を予定し、1回目の調査で各国に対して調査の概要説明、情報収集を行い、2回目で追加の情報収集と結果の共有を行う。現地調査においては、下記（ア）～（カ）の調査項目について、国内作業で収集した情報及び分析を踏まえつつ、現地において相手国政府の担当部局、開発金融機関、二国間ドナー、再生可能エネルギー・気候変動対策関連の国際機関の現地事務所、現地で再生可能エネルギー関連ビジネスを展開中の民間企業などへのヒアリング、プロジェクト・サイト視察などを行い、多角的な観点でヒアリングや協議を行い、追加的な情報を収集・整理・分析する。なお、対象国に渡航する際に、第三国に所在する下記の関係機関へ立ち寄り、ヒアリングを行うことを想定⁵。

調査項目⁶

- (ア) 各国のグリーン水素・アンモニア及び再生可能エネルギーの開発・利活用の動向
- (イ) 各国の政策・制度、再生可能エネルギー資源に関するデータ・評価
- (ウ) グリーン水素・アンモニアの貿易見通し・国内での利活用・バリューチェーンの計画や可能性、
- (エ) 関連インフラ案件や人材育成ニーズ
- (オ) 再生可能エネルギー開発向けファイナンス・スキームやリスク緩和スキーム
- (カ) JICAを初めとする日本の官民との連携・協調の可能性など

対象国渡航時に立ち寄りを想定する関係機関（ヒアリング先）

⁵ これらの機関へのヒアリングを行う上で、先方機関へ訪問することなく、オンライン面談で対応可能であればプロポーザルにて提案すること。

⁶ 調査項目については、より適切と考えられる調査項目があればプロポーザルにて提案すること。

- (ア) アフリカ開発銀行（所在国：コートジボワール）
- (イ) 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）（所在国：アラブ首長国連邦）
- (ウ) 国際エネルギー機関（IEA）（所在国：フランス）
- (エ) グリーン水素機構（GH2）（所在国：スイス）

(3) 第1次現地調査結果の共有、補足的情報収集、インテリムレポート作成

- ① 第1次現地調査結果の報告、各機関からのコメント聴取、補足的な情報収集などのため、第2次現地調査を実施する。
- ② インテリムレポート（日・英）の作成・提出。インテリムレポートには、セミナー開催企画書の第2次案（東京開催分及びアフリカ開催分（セミナー開催地（案）、現地での協力機関（案）を含む）を含むものとする。
- ③ アフリカでのセミナー開催候補地に渡航し、セミナー開催に必要な準備作業、協力機関との打ち合わせ、会場確保、現地再委託の情報収集などを行う。

(4) 日本国内（東京を想定）及びアフリカ（開催地未定、1カ国1回）でのセミナー開催（2023年11月下旬～12月上旬ごろ（目安）⁷）

- ① セミナー開催企画書の第3次案（日本国内開催分及びアフリカ開催分）を作成・提出し、JICAと協議を行った結果に基づき、日本国内（東京を想定）においてセミナーを開催する。
- ② セミナー開催企画書第3次案に基づき、JICAと協議を行った結果に基づき、アフリカでのセミナーを開催する（開催地未定、1カ国1回）。セミナーの開催要領は下記（8）を参照。
- ③ セミナーの開催要領は下記（6）を参照。

(5) ドラフトファイナルレポート及びファイナルレポートの作成・提出

- ① 国内作業期間2、現地調査期間3、日本及びアフリカでのセミナー開催の結果を踏まえ、ドラフトファイナルレポート（日・英）を作成・提出する。ドラフトファイナルレポートには、現地調査期間2までの調査結果に加え、日本国内及びアフリカでのセミナー開催報告を含むものとする。
- ② ドラフトファイナルレポートに対するJICAのコメントを踏まえ、ファイナルレポート（日・英）を作成・提出する。

(6) セミナー開催要領（案）

日本国内（東京開催を想定）及びアフリカ（開催地未定、1カ国1回）にてセミナーを開催する。受注者は本調査業務として下記①～⑦の業務を行う。対面参加規模は50人程度を想定。セミナーの開催形式は、現地対面開催とともにオンライン配信を行う（いわゆるハイブリッド形式）。

- ① セミナー企画書（案）の作成・提案（英語のみ）
- ② 会場確保・手配（JICAが手配する場合を除く）、同時通訳手配（言語対応は下記⑦のとおり）、資料準備、当日会場設営・参加者受付など
- ③ 登壇者（パネリスト・モデレーター）の確保・招聘（必要に応じ渡航・宿泊、オンライン参加などの手配を含む）、事前打合せ
- ④ セミナーでのプレゼンテーション・スライド（案）の作成・提案（英語で統一

⁷ セミナー開催時期（かっこ書き）は目安であり、提案者は適切な調査工程を検討の上、プロポーザルにて調査実施時期を提案すること。

する)

- ⑤ 現地対面開催とともにオンライン配信を行う。セミナー開催及びオンライン配信にかかる業務は、日本開催分は日本国内にて、アフリカ開催分は現地にて再委託して実施することを可とする。また、動画を録画・音声（同時通訳を含む）を録音し、後日編集した電子データを JICA に提出する（JICA にてアーカイブ配信を行う）
- ⑥ セミナーの記録・報告書作成（言語対応は下記⑦のとおり）
- ⑦ 言語は、日本開催は日英 2 か国語、アフリカ開催は英仏 2 か国語とし、同時通訳を手配する。セミナー報告書についても、日本開催は日英 2 か国語、アフリカ開催は英仏 2 か国語にて作成する。但し、プレゼンテーション・スライドは英語で統一することとし、日本語・仏語のプレゼンテーション・スライドは英語に翻訳して使用する。

第 6 条 報告書等

別紙 2 : 報告書目次案

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポート（日・英）及びセミナー動画・音声データ（日本開催分及びアフリカ開催分）とし、提出期限は契約履行期間の末日とする。

報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2020 年 1 月）」を参照する。

また、特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

No.	レポート等の名称	提出時期 ⁸	部数・形式
1	インセプションレポート（日・英）	2023年7月（目安）	CD-R 1部
2	インテリムレポート（日・英）	2023 年 10 月（目安）	CD-R 1部
3	ドラフトファイナルレポート（日・英）	2024年1月（目安）	CD-R 1部
4	ファイナルレポート（日・英）	2024年2月	和文10部、英文20部、CD-R 1部
5	セミナー動画・音声電子データ（日本開催分及びアフリカ開催分）	2024年2月	JICAウェブサイトないしYouTubeで配信可能なデータ形式

⁸ 提出時期が「目安」と書かれたものについては、提案者は適切な調査行程を検討の上、プロポーザルにて提出時期を提案すること。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積りとしてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	調査項目、報告書目次案	第2条 調査の目的と範囲 別紙2 報告書目次案
2	調査項目	第5条 調査の内容(1)
3	現地調査行程	第5条 調査の内容(2) 現地調査期間1の③、同条(4) 現地調査期間2の④
4	セミナー開催時期	第5条 調査の内容(4)
5	報告書等提出時期	第6条 報告書等

報告書目次案

業務の最終成果品であるファイナルレポートには、下記項目①～⑧に関する調査結果、⑨のセミナー開催報告書を含むものとする。

1. 要約
2. 調査結果
 - ① 国・地域別のグリーン水素・アンモニア開発のポテンシャル、政策・制度、制約条件など
 - ② 国・地域別の地理的・物理的条件に応じた技術ニーズ、日本の技術力の強みなど
 - ③ グリーン水素・アンモニア貿易、脱炭素バリューチェーンとアフリカの位置づけなど
 - ④ アフリカ国内・域内でのグリーン水素・アンモニアの利活用ニーズ・ポテンシャルなど
 - ⑤ 国際金融機関、民間金融機関、国際金融市場によるファイナンス・スキーム、モデルなど
 - ⑥ 官民連携、国際金融機関などとの協調、リスク緩和スキーム、人材育成などの提案
 - ⑦ 関連インフラ整備案件のリストアップなど
 - ⑧ JICAによる支援の方向性、具体的な支援案など
 - ⑨ 日本国内及びアフリカにて開催するセミナーの報告書
3. 付属資料

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：再生可能エネルギー開発

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／脱炭素戦略
- エネルギー政策・制度
- エネルギー経済・貿易

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 13.27 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／脱炭素戦略）】

- ① 類似業務経験の分野：再生可能エネルギー開発、エネルギー経済・政策
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：エネルギー政策・制度】

- ① 類似業務経験の分野：再生可能エネルギー開発、エネルギー経済・貿易
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：エネルギー経済・貿易】

- ① 類似業務経験の分野：再生可能エネルギー開発、エネルギー政策・制度
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域
- ③ 語学能力：英語

【**留意事項**】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。
(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2023年5月～2024年2月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 30.06月（現地：11.04人月、国内：19.02人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／脱炭素戦略（1号）
- ② エネルギー政策・制度（3号）
- ③ エネルギー経済・貿易（2号）
- ④ 開発金融・ファイナンス
- ⑤ グリーン水素・アンモニア価格分析
- ⑥ グリーン水素・アンモニア製造技術
- ⑦ グリーン水素・アンモニア利用技術
- ⑧ 人材育成・技術移転

3) 渡航回数を目途 全18回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタン等）への再委託を認めます。

- アフリカでの現地調査における再生可能エネルギー及びグリーン水素・アンモニアに係る政策、制度、市場、輸送、貿易、技術、人材、自然条件、インフラ、ドナー・民間企業の動向などにかかる補足的な調査・情報収集・分析。
- セミナー開催、オンライン配信及び通訳・翻訳にかかる業務

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料 特になし。

2) 公開資料 以下の通り。

- [Geopolitics of the Energy Transformation, IRENA \(2022\)](#)
- [Africa Green Hydrogen Alliance \(ウェブサイト\)](#)
- [Africa's Green Hydrogen Potential.pdf \(gh2.org\)](#)
- [Africa Energy Outlook 2022, IEA \(2022\)](#)
- [グリーンファイナンスと JICA の貢献に係る情報収集・確認調査、JICA \(2022\)](#)
- [アフリカ地域における再生可能エネルギーの民間投資促進に係る情報収集・確認調査、JICA \(2022\)](#)

(5) 対象国の便宜供与

先方政府・実施機関からの便宜供与は予定されていない。

(6) 安全管理

1) 南アフリカへの渡航及び滞在中の行動規範：

① 事前準備

- ①南アフリカ事務所安全対策専用メールアドレス (so_security@jica.go.jp)、②次長、③安全対策担当者宛に「氏名、所属・役職、日程（フライト情報）・宿泊先・携帯電話番号（所有している場合のみ）」を事前連絡する。※訪問先、時期・期間等により、安全確認を経て、日程調整等が必要になる場合もありますので 1 か月前にはご連絡ください。また、その観点から訪問予定の第一報を早めに頂くことを推奨します。
- プレトリアでの宿泊先は Pretoria West、Sunnyside、Arcadia 地域以外とする。
- ヨハネスブルグでの宿泊先は Johannesburg South、Hillbrow、Yeoville、Jeppestown 地域以外とする。
- その他主要都市での宿泊先は、各都市の CBD (Central Business District) 地域を避ける。 ※安全対策アドバイザーが宿泊予定ホテルの安全状況を確認します。

② 行動規範

- 徒歩移動の禁止（ショッピングモール内、徒歩移動が許された国立公園内を除く）。
- 大きな事件発生ニュースを聞いた際は、自ら事務所等に安否を連絡する。
- 早朝、夕方、及び夜間の不要不急の外出はしない。
- ハウトレイン及びブルートレイン以外の鉄道は利用しない。
- 長距離バスを利用する際は夜間の発着は避ける。
- 携帯電話を携行し、緊急連絡先は常に携帯しておく。
- ヨハネスブルグ国際空港への飛行機の発着時間が深夜・未明で、時間帯の高速道路移動が発生する場合はセキュリティ会社によるエスコートの要否を検討するため、その旨上記連絡先に一報する。（時間帯によっては、空港隣接ホテルに宿泊し、明朝、明るくなってからの移動を要請する場合があります。）

2) ナミビアへの渡航及び滞在中の行動規範：

① 事前準備

- ナミビア国安全対策マニュアルを熟読すること。
- 外国旅行届は、渡航中の都市間移動を含め全て英文で入力。移動手段（航空便名・発着時刻、呼び出しタクシー、ツアー・レンタカー会社等の名称、TEL）、宿泊先の詳細（名称、住所、TEL）を記入。南アフリカのツアー会社利用の場合でも、ナミビアでの連絡先、電話番号を記入の事。
- 渡航開始日（ナミビア到着日）の 2 週間前までの申請

② 行動規範

- 行動規制
 - パスポートの常時携行
 - ひと気の少ない場所は、明るくても徒歩移動は行わない。
 - 18:00～翌 6:00 の徒歩移動は、日入日出時刻に係わらず近距離、複数名でも行わない。
 - 旅行者を狙った犯罪が増加しているため、貴重品は分散し不要な荷物は持ち歩かない。
 - 万が一、強盗被害に遭った場合、絶対に抵抗しない。
 - デモ・騒乱・群衆などには絶対に近づかない。デモ等が予定されている場合は外出を控え、支所に連絡を取る。
 - 騒乱が発生した場合は無理に避難せずに鎮静化するまで安全な場所で待機する。
 - 米国、英国関係機関、宗教関連施設等は、可能な限り近づかない。
 - 危険な運動・アクティビティへの参加はしない（『国際協力共済会会員ハンドブック』「別表 第 2 条の運動」に記載されるもの）
 - 日本人のみで貧困層居住地域へ行かない。
- 安全な宿舎の手配
 - 一部安宿について犯罪被害が確認されているため、首都（ウィントフック市内）の宿泊先については事前に同国安全対策マニュアルを確認の上、手配すること。
- 通信手段

- 到着後は、速やかに当地での通信手段を確保（ナミビアの通信会社の SIM カードを購入）し、担当者連絡先①②へ SMS で一報（和英文可）。 ※ローミングした他国の番号からの連絡は、担当者に番号が表示されないため不可
- キャンプ等を伴うモバイルツアーに参加する場合は携帯電話の充電に十分注意する。

3) エジプトへの渡航及び滞在中の行動規範：

① 入国前

- エジプト事務所作成の「安全対策マニュアル」を事前に熟読すること。
- エジプトでの滞在期間が 31 日以上の場合には、公用旅券及び公用査証の取得が必要となります。これらの手続きには、通常、受注者から JICA への手続き依頼から、公用旅券及び公用査証の取得完了まで、概ね 1 か月（20 営業日）以上の日数を要しますので、ご留意ください。なお、エジプトでの滞在期間が 30 日以下の場合は、一般旅券で渡航可能です。公用旅券使用の場合、カイロ空港での VISA on Arrival の取得はできないので必ず事前取得すること。
- 在留（日超）及び短期滞在予定の関係者は（短期滞在とは 90 日以内）、入国日前日までに、エジプト事務所安全担当者と連絡をとり、安否確認のための滞在期間中に現地で連絡が取れる連絡手段を伝えるとともに、最新の現地エリア別の治安情報の提供を受け、状況の把握を行うこと。
- また、在留（90 日超）滞在予定の関係者は、入国後速やかに、On line または状況により対面で治安等に係るブリーフィングを受けること。

② 入国後

- エジプト国内に居住または滞在する JICA 関係者が、JICA による「注意喚起」地域で都市間移動を行う場合は 5 営業日前までに、JICA 事務所案件担当者を通じ国内移動届を提出すること。
- JICA による在外事務所長承認対象地域への渡航に際しては、エジプト事務所案件担当者を通じて事前に渡航先の治安状況を確認するとともに、7 営業日前までに国内移動届に行程（時間、場所（経緯度を含む））を記した地図を添え、承認申請を行うこと。
- ※上記の全ての渡航・移動等について、事務所への連絡が上記期限を過ぎた場合は、渡航を認めない場合がある。

（3）行動規範 <全般的な留意点>

- 安全 3 原則の遵守：目立たない、行動を予知されない、用心を怠らない。

3. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）報酬について

報酬単価（上限額）については、別添資料2「報酬単価表」の1.の「（2）国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html

（2）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

①超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案しません。

②超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

107,693,000円（税抜）

なお、定額計上分（直接経費分のみで18,000,000円（税抜））については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) **上限額を超える別提案に関する経費**
- 6) **定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費**

上記の費目については、直接経費分のみならず一般管理費等も提示ください。一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

(5) 定額計上について

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	ローカルコンサルタント委託費	「第4条 調査実施の留意事項」の(4)	14,400,000円	アフリカでの現地調査における再生可能エネルギー及びグリーン水素・アンモニアに係る政策、制度、市場、輸送、貿易、技術、人材、自然条件、インフラ、ドナー・民間企業の動向などにかかる補足的な調査・情報収集・分析	再委託費	現地再委託費
2	セミナー開催業務再委託費	「第5条 調査の内容」の(5)国内作業期間2の③、同条(6)現地調査期間3の①、同条(8)セミナー開催要領(案)	3,600,000円	日本国内及びアフリカ(1カ国1回)におけるセミナー開催、オンライン配信及び通訳・翻訳にかかる業務	再委託費	現地再委託費、国内再委託費

一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を定額計上分でも適用します。

(6) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(7) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

南アフリカ：東京⇒香港（あるいはドバイ、シンガポール）⇒ヨハネスブルグ

ナミビア：東京⇒香港（あるいはドバイ、シンガポール）⇒ヨハネスブルグ⇒

ウイントフック、あるいは東京⇒フランクフルト⇒ウイントフック

エジプト：東京⇒ドバイ（あるいはドーハ、アブダビ）⇒カイロ⇒ドバイ⇒ジ

ュネーブ⇒パリ⇒アビジャン⇒ドバイ⇒東京

(8) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(9) 外貨交換レートについて

- JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(10) その他留意事項

特になし。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① <u>業務主任者の経験・能力：業務主任者／脱炭素戦略</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② <u>副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ <u>業務管理体制、プレゼンテーション</u>	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：エネルギー政策・制度	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：エネルギー経済・貿易	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	